

● 国立研究開発法人情報通信研究機構における研究費の運営・管理に関する規程
(平成19年11月14日 07規程第27号)

改正	平成21年10月27日	09規程第22号
改正	平成23年3月29日	10規程第103号
改正	平成23年4月5日	11規程第19号
改正	平成24年2月21日	11規程第58号
改正	平成25年2月19日	12規程第67号
改正	平成27年3月31日	14規程第59号
改正	平成28年3月29日	15規程第153号
改正	平成31年1月22日	18規程第47号
改正	令和3年3月30日	20規程第101号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）における研究費の運営・管理に関して必要な事項を定めることにより、研究費の適正な取扱いを図ることを目的とする。

(最高管理責任者)

第2条 研究費の運営・管理について機構全体を統括し、最終責任を負う者として、機構に最高管理責任者を置く。最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、次条の統括管理責任者及び第4条の管理責任者が責任を持って研究費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

3 最高管理責任者は、研究費の不正な使用（以下「不正使用」という。）を誘発する原因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るものとする。

4 最高管理責任者は、不正防止計画（不正使用を防止するための計画をいう。以下同じ。）を策定するとともに、これを着実に実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について統括する者として、機構に統括管理責任者を置く。

2 統括管理責任者は、企画系理事をもって充てる。

3 統括管理責任者は、他の規程に定めるもののほか、この規程の実施のために必要な限度において、研究費受入に係る研究者及びその他の関係者に対し、諸資料の提出又は事実の説明を求めるとともに、調査及びその他必要な指示を行うことができる。

(管理責任者)

第4条 国立研究開発法人情報通信研究機構組織規程（04規程第3号）第8条に規定する研究所、ユニット、推進本部、部門、部、イノベーションデザインイニシアティブ、ICTナレッジハブ及び室並びに第2第3節に規定する研究センター（ナショナルサイバートレーニングセンター、ナショナルサイバーオブザベーションセンター及び量子ICT協創センターを含む。）、サイバーセキュリティネクサス、研究開発推進センター

及びオフィス（以下「研究所等及び研究センター等」という。）における研究費の運営・管理について責任と権限を有する者として、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、各研究所等及び研究センター等の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、所管する組織において、研究費を使用する研究の進捗管理及び予算執行管理を行うとともに、不正使用を防止するよう努めるものとする。

（不正防止計画推進部署）

第5条 最高管理責任者の指示に基づき機構全体の観点から不正防止計画を推進する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）は、経営企画部企画戦略室とし、不正使用を発生させる要因を把握し、それぞれの要因に対する具体的な対応策を講ずる第2条第4項に規定する不正防止計画の案を作成する。

- 2 前項のほか、不正防止計画推進部署は、不正防止計画の推進のために必要と認めるときは、研究所等及び研究センター等の長に対して必要な協力を求めることができる。

（相談窓口）

第6条 機構における研究費の使用に関する制度、ルール及び事務処理手続き等（第3項において「事務処理手続き等」という。）について、機構内外から相談を受け付ける窓口として、相談窓口を置く。

- 2 相談窓口の事務は、イノベーション推進部門受託研究推進室において行う。
- 3 相談窓口の設置及びその利用に関する事項、並びに事務処理手続き等は、ホームページ等により機構内外に開示するものとする。

（不正使用に関する申立て）

第7条 不正使用に関する申立てについては、国立研究開発法人情報通信研究機構における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程（06規程第13号）に定めるところによる。

（外部機関から受け入れている研究費に係る対応の特例）

第8条 競争的資金等として外部の機関から受け入れている研究費の運営・管理に当たっては、当該外部の機関が当該研究費の運営・管理に関する定めを置いているときは、この規程の規定にかかわらず、その定めるところによることができるものとする。

附 則

この規程は、平成19年11月14日から施行する。

附 則（平成21年10月27日）

この規程は、平成21年10月27日から施行する。

附 則（平成23年3月29日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月5日）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成23年4月5日から施行し、同年4月1日から適用する。
（脳情報通信融合研究センターにおける適用）
- 2 独立行政法人情報通信研究機構脳情報通信融合研究センター設置規程（11規程第1号）に基づき置かれる脳情報通信融合研究センターにおいては、第4条中「研究所」とあるのを「脳情報通信融合研究センター」と読み替えて、本規程を適用する。

附 則（平成24年2月21日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月19日）

附則（平成23年4月5日）第2項は、平成25年4月1日限りその効力を失う。

附 則（平成27年3月31日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年1月22日）

この規程は、総務大臣による国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第9条に基づく実施計画認可の日（平成31年1月25日）から施行する。

附 則（令和3年3月30日）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。